

滋賀県内水面漁場計画（素案）の意見聴取について

令和 5 年の漁業権一斉切替えに向けた漁場計画の案の作成にあたり、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 67 条第 2 項において読み替えて準用する第 64 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県内水面漁場計画の素案を公表して利害関係人の意見聴取を行います。

(1) 現存する漁業権の見直し

漁業権の種類		現存する 漁業権数	漁場計画（素案） に設定する漁場数	見直しの概要
共同漁業権	第 5 種	19	19	あまご、いわな漁業の除外 1 件 漁場区域の縮小 1 件 うなぎ漁業の除外 1 件 にじます漁業の追加 1 件 詳細は資料 1-2

(2) 滋賀県内水面漁場計画（素案）

各漁業権漁場の公示番号および漁業権の内容となるべき事項等については資料 1-3、位置図は資料 1-4のとおりです。

(3) 利害関係人からの意見聴取の方法（資料 1-5）

- 意見聴取は、県水産課のホームページ等において琵琶湖海区漁場計画（素案）を公表したうえ、インターネットまたは郵送もしくは FAX にて意見を募集して行います（漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 22 条第 1 項）。
- 当該意見を述べる者は、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人であって、当該事案にかかる具体的な利害関係を疎明したうえで意見を提出する必要があります（同条第 2 項）。
- 利害関係人から寄せられた意見については、意見の概要および意見についての検討結果を公表することとします（法第 64 条第 2 項）。

(参考) 関係法令抜粋

- 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条
（海区漁場計画の作成の手續）

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

- 漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）
（都道府県知事による意見の聴取）

第二十二條 都道府県知事は、法第六十四条第一項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

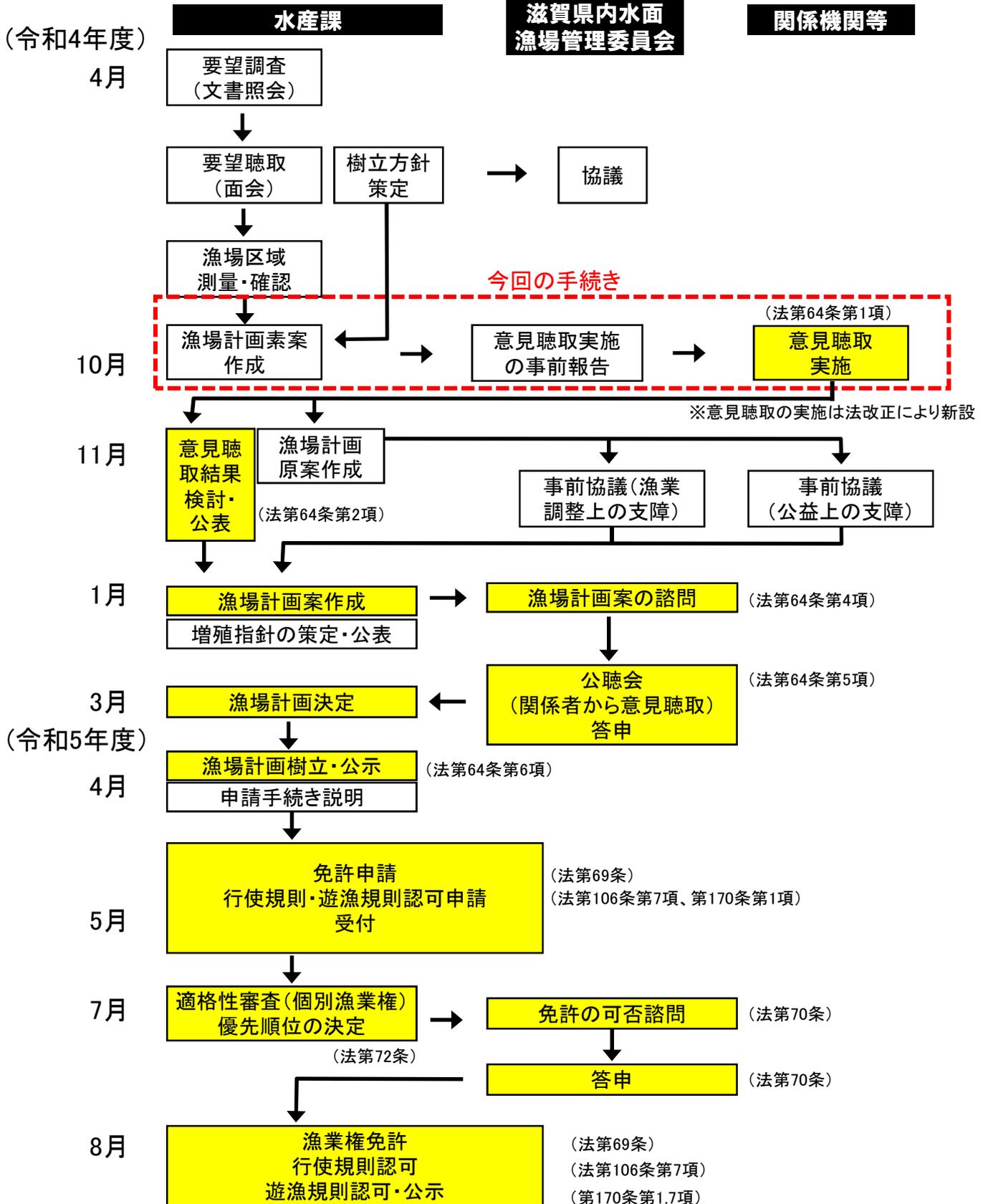
- 2 法第六十四条第一項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

令和5年(2023年)の漁業権一斉切替スケジュール

法定
手続

その他
手続

琵琶湖海区
漁業調整委員会
滋賀県内水面
漁場管理委員会



※スケジュールは目安です。漁業調整その他の事情により変更となる事があります。